

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍届不受理申出ファイル	
行政機関等の名称	倉敷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課、児島支所市民課、玉島支所市民課、水島支所市民課、庄支所市民係、茶屋町支所市民係、船穂支所市民税務係、真備支所市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍届の受理の可否の審査	
記録項目	法務省民事局民事第一課作成「戸籍情報システム標準仕様書」 主な項目は以下のとおり 1 氏名、2 生年月日、3 本籍・筆頭者、4 受付部署、5 受送区分、 6 不受理申出の開始日・送付日・終了日、7 不受理処分をする届出の種別、8 相手方氏名、9 不受理申出の失効の種別	
記録範囲	本市に戸籍のある者	
記録情報の収集方法	不受理申出書、他市区町村からの転属通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	転属先の市区町村、法務省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	倉敷市総務部法務課情報公開室 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市児島支所総務課 〒711-8565 倉敷市児島小川町3681番地3 倉敷市玉島支所総務課 〒713-8565 倉敷市玉島阿賀崎1丁目1番1号 倉敷市水島支所総務課 〒712-8565 倉敷市水島北幸町1番1号 倉敷市真備支所市民課 〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		